

公益社団法人岩出市シルバー人材センター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人岩出市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を和歌山県岩出市内に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの、又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して、厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 臨時的かつ短期的な就業、又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

(2) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業。

(3) 臨時的かつ短期的な雇用による就業、又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。

なお、県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。

(4) 高齢者に対して、臨時的かつ短期的な就業、及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識、及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

(5) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業、及びその他の軽易な業務に係る就業を通じ、生きがいの充実、及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

(6) 前5号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保、及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

(7) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 センターの会員は次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している岩出市に居住する、原則60歳以上の者で、次のいずれかに該当する者。

ア 働く意欲がある者で、臨時的かつ短期的な就業、又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。

イ 社会奉仕活動等を行うことにより、生きがいの充実や社会参加等を希望する者。

(2) 特別会員 センターに功労があった者、又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者。

(3) 賛助会員 岩出市内に住所又は事務所がある個人又は団体であって、センターの目的に賛同し、事業に協力する者で、理事会の承認を得た者。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員、特別会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会は理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

3 入会承認について、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、理事長においてこれを専断することができる。この場合、理事長は次回の理事会へ報告し、承認を求めなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員及び特別会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) センターの定款又は規則に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

3 賛助会員は、正当な理由がある場合には理事会の決定で除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員、特別会員及び賛助会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

(1) 岩出市内に居住しなくなったとき。

(2) 失踪宣告を受け、又は死亡したとき。

(3) 会員である団体が解散したとき。

(4) 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。

(5) 会員は、総会において、別に定める会費をある一定の期限内に納付されないとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納付した会費、その他の金品は返還しない。

第3章 総 会

(構成)

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額の決定、又は役員報酬等の支給の基準
- (3) 役員賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 会費及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与、及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項、及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員及び特別会員総数の10分の1以上から、会議の目的である事項、及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が、書面によって議決権の行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項、及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員又は特別会員として、議決権を行使することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員及び特別会員の現在数の半数以上であって、正会員及び特別会員現在数の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

- (1) 正会員、特別会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 役員のパ賠償責任の免除
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに、第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第 22 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決等)

第 20 条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び議長が指名した議事録署名人 2 名は前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役 員

(役員)

第 22 条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 12 人以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事の内 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を専務理事とする。ただし、専務理事は事務局長を兼ねることができる。

3 前項の理事長、副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センター業務の執

行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、センター業務を執行する。理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときはその業務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会が別に定めるところによりセンター業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で、2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等及び費用)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 外部理事、外部監事については、理事会出席等その職務を行うために要する報酬及び費用を支払うことができる。
- 4 前3項に関し、必要な事項は総会の決議により、別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(役員賠償責任の免除)

第29条 センターは、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権3分の2以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 センターに理事会を置く。

2 理事会はすべて理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所、並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、センターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長、専務理事の選定、及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画、及び収支予算の承認

(開催)

第 32 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間の日を、理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 33 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 前条第 3 号による場合は、理事が前条第 4 号後段による場合、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は前条第 2 号、又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わるのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した役員は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 39 条 センターの資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第 40 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 センターの事業計画及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類）は毎事業年度の開始の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 第 1 項の事業計画書、及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、和歌山県知事に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第 1・2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3～6 号については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要、及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

3 前項の書類は、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に和歌山県知事に提出しなければならない。

(長期借入金)

第 43 条 センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(公益目的取得財産の算定)

第 44 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定

に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 42 条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は第 47 条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

2 公益認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、和歌山県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく和歌山県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 46 条 センターは、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 47 条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益法人認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、1 ヶ月以内に総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体、又は公益認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 48 条 センターが解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、センターと類似の事業目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体、又は公益認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人に寄附するものとする。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 49 条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 センターの公告の方法は、公衆の見やすい場所に掲示する。

第 10 章 雑 則

(委任)

第 51 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の代表理事は（中芝正幸、岩橋正裕）、業務執行理事は（林 章二）とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記を行ったときは、第 40 条の規定に関わらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
- 5 この定款は平成 26 年 5 月 25 日から施行する。
- 6 この定款は平成 29 年 5 月 28 日から施行する。
- 7 この定款は平成 30 年 5 月 27 日から施行する。
- 8 この定款は令和 3 年 5 月 28 日から施行する。
- 9 この定款は令和 7 年 5 月 30 日から施行する。
- 10 この定款は令和 8 年 5 月 29 日から施行する。

